

新年度の決意新た



はんの木だより

2015 年
第 58 号
社会福祉法人美土里会
青森県上北郡七戸町寒水 70-17
電話 0176(62)2761



法人理念『忠恕』を胸に

ちゅうじよ

(上段)辞令交付式に臨む職員(下段右)辞令を受け取る新人職員(中)理事長講話(左)職員集合写真



九十人の大所帯

平成二十七年四月一日、美土里会辞令交付式が行われ、新たな一年が始まりました。今年には新卒四名を含む新人職員六名が入社。新人職員と異動職員一人一人に理事長から辞令が手渡されました。

昨年度、特養二十床・ショートステイ九床増床したこともあり職員を随時採用、四月一日採用者合わせて全職員九十名となり、過去最大規模となりました。辞令交付後、盛田稔理事長は美土里会の理念である『忠恕(ちゅうじよ)』について触れ「忠恕の心を忘れず、先輩方が新人職員の見本になるように」と述べました。また弘法大師の言葉『人多き人の中にも人ぞなき人に為せ人人に成れ人』という言葉を紹介、「世の中にたくさんの人がいるが人格者は少ない」という意味だと説明し、「人という言葉はお互いを支え合っている。周囲を思いやり、支えられるような人格者になって下さい」と職員を激励しました。

その後、盛田薫総合施設長より、四月から介護報酬が大幅ダウンしたが美土里会では夜勤手当を増額したこと、園内・園外の研修を充実させながら介護力向上に引き続き取り組むことについて説明があり、「美土里会のサービスを受けている方が心穏やかに過ごせるよう努めて下さい」と話し、式を締めくくりました。

事業所通信①

特別養護老人ホーム美土里荘

特別養護老人ホーム美土里荘では、六月十七日に南部町蹴場農場へさくらんぼ狩りに出かけました。参加利用者は旧棟・南棟合わせて八名が参加しました。さくらんぼ狩りでは、ご利用者が三種類のさくらんぼを食べ比べし、ご利用者同士で、どれがおいしかったか話をしていました。

昼食は十和田市道の駅内のレストランつづじにて、ご利用者が好きなメニューを選び食べていました。さくらんぼをたくさん食べた後なためか、残す方もいましたが、ご利用者・職員ともに楽しんで良かったと話していました。また果物狩りに出かけ、ご利用者の楽しみになるような行事を計画したいと思います。



ちゅうじ 忠恕って何？

ミニコラム

儒教の創始者である孔子が唱えた思想の一つです。『忠』はまごころ、『恕』は相手を思いやる気持ちを表し、誠意を持って真心から他者を思いやるという意味です。美土里会は昭和六十三年の設立当初からこの『忠恕』を理念として掲げており、職員全員がご利用者や地域の皆さまに安心してサービスをご利用して頂けるよう、忠恕の精神を常に忘れないように心がけています。



儒教の創始者で『忠恕』の理念を唱えた孔子

事業所通信②

在宅介護支援センター様



特別養護老人ホームの増設に伴い、在宅介護支援センター様も四月から新棟に移転いたしました。南東の角部屋で日当たりも良く、観葉植物や亀、イモリに囲まれて仕事に励んでおります。

相談、御用のある方は特養ホーム正面玄関よりお越しください。電話相談も随時受け付けております。

電話 〇一七六・五一・三八九〇
(介護支援専門員 手代森・戸来)



グループホーム様

グループホーム様では、五月十八日に家族交流会を行いました。家族交流会は、職員とご利用者家族が普段の面会や手紙等だけでは伝えきれない事を話したり、関係をより身近なものとし、家族も一緒にになり、更なる介護の向上につなげていこうと毎年行っています。



今まで知らなかったご利用者の昔の話、ご家族の話、グループホームでの過ごし方など普段話せなかった事をたくさん話す事ができました。各テーブルからは笑い声も多く聞かれ、とても盛り上がり、二時間はあっという間に過ぎてしまいました。今回のご家族からの貴重な話を職員で共有しあい、より良い介護に活かしていきたいと思っております。貴重な時間を割いて参加してくださったご家族様本当にありがとうございました。

デイサービスセンター様



デイサービスセンター様は、六月十三日(土)から計七日、夏のドライブとして八戸市の『八食センター』へ出掛けました。朝十時にマイクロバスに乗って出かけ、途中イオンモール下田店でトイレ休憩。八食センターに到着後は『勢登鮎』で昼食タイム！刺身定食や海鮮ラーメン、海老フライ定食にカツ丼、寿司セット...などなど思い

思いのメニューがずらりとテーブルに並べられ、時には味の感想を言いながら、時にはおかずを交換して食べながら、とても和やかな食事となりました。普段あまりご飯を食べられないご利用者も、この日ばかりは海鮮丼をべろりと食べてニコニコ顔となっており、普段と違う場所で普段と違う食事を食べることは、ご利用者の意欲を高めることにもなるんだと再認識しました。その後はお楽しみ、市場での買い物です。歩ける方はカートを一生懸命に押しながら店内を見て回り、刺身、乾物、干物、ビン詰や缶詰などどんどん購入されたほか、ついさつき昼食を食べたばかりなのにソフトクリームを食べる方もいらして、職員を驚かせていました。

毎年二回の長距離ドライブを楽しみにしているご利用者も多く、今から「秋にはどこにドライブに行くの?」「ワ・ラッセが良かったな」と希望を話す方もおり、と盛り上がりつつも今後もご利用者の意見を聞きながら、意欲を引き出せる外出行事を企画したいと思っております。



自己負担額が変わります

一定所得以上ある方は
一割負担になります

- ① 一定以上所得のある方は、介護サービスを利用した時の**負担割合が一割から二割**になります。
収入が年金のみの場合は**年収二八〇万円以上**の方が、年金収入以外がある場合は**合計所得金額が一六〇万円以上**の方が対象となります。
- ② 世帯内に現役世代並みの所得がある高齢者がいる場合、**月々の負担の上限が三七二〇〇円から四四四〇〇円**になります。
市区町村民税の課税所得**一四五万円以上**の方がいる場合に対象になります。
この水準に該当しても、同一世帯内に六十五歳以上の方が一人の場合はその方の収入が**三八三万円以上**、二人以上いる場合は収入合計額が**五二〇万円**に達しない場合には、申請により、**三七二〇〇円**になります。
- ③ 食費、部屋代(室料+光熱水費)の負担軽減を受けられる方が、非課税世帯の中の預貯金などの少ない方に限定されます。
非課税世帯の方とは、世帯全員が市区町村民税を課税されていない方を指します。
預貯金など(現金、有価証券なども含む。)を、配偶者がいる方は合計**二〇〇万円以上**、いない方は**一〇〇万円以上**お持ちの場合には、**軽減の対象外**になります。
また、配偶者が市区町村民税を課税されている場合には、世帯が分かれていても対象外になります。
* 市区町村への申請の際に、通帳の写しなどの提出が必要になります。
- ④ 特別養護老人ホームの相部屋(多床室)に入所する課税世帯の方等は、**室料相当の額を負担**していただく事になります。
食費、部屋代の負担軽減を受けていない方が対象になります。
(世帯全員が市区町村民税を課税されていない方で、引き続き食費、部屋代の負担軽減を受ける方の相部屋代は変わりません。)
具体的な相部屋代のご負担額は各施設にお問い合わせください。

編集後記

今年度から広報委員会となり、初めての記事となります。前任者から教わりながら、美土里会の良いところがたくさん伝わるような広報誌を作って行きたいと思っております。次号も楽しみにして下さいね!(覆)